

## 食品リサイクル法と食品廃棄物の再資源化

平成13年に施行された「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(食品リサイクル法)が、平成19年6月に改正され、食品廃棄物等の発生量が100t以上の食品関連事業者(食品廃棄物等多量発生事業者)は、平成21年度以降毎年度、主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられました。

フランチャイズチェーン事業を展開する食品関連事業者は、チェーン全体で一つの事業者とみなし、加盟者の食品廃棄物等の発生量を含めて「食品廃棄物等多量発生事業者」であるかどうかを判定されます。

このような食品関連事業者に対する指導監督の強化が進む中で、農林水産省では業種別再生利用等実施率に平成24年度での目標値を設定しています。

なお、再生利用等が基準に照らして著しく不十分な場合は、多量発生事業者に勧告・公表・命令を行い、罰則が適用されると定められています。

### 食品関連業者の取り組み状況

食品循環資源の再生利用等実施率は、平成13年度の37%から向上し続け、平成18年度には53%に上昇しています。しかし、業種別に見ると食品製造業が高い実績を上げる一方、食品小売業や外食産業では、あまり取組が進んでいるとはいえない状況にあります。平成18年度には、再利用された食品廃棄物のうち、45%を飼料化、48%を肥料化していますが、再利用されていない相当量が埋め立てや焼却処分されています。

今回の法改正は、このような状況を改善するために行われ、今後は各業種で食品廃棄物の再資源化がいっそう進むと予測されます。

### 食品廃棄物の飼料化にあたって

食品廃棄物の飼料化に関してはガイドラインが設けられており、下記項目に関して違反しないことが望まれます。

サルモネラが陰性であること。

残留基準値の定められている農薬項目に関して、残留基準値以下であること。

対象飼料に関して、鉛、カドミウム、水銀、ひ素、カビ毒アフラトキシンB1が基準値以下であること。

対象飼料に関して、カビ毒ゼアラレノン、デオキシレバニノールの含有量が暫定基準値を超えないこと。

### 検査のご案内

弊社では、上記ガイドラインの項目に加え、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」の中に定められている飼料の栄養成分検査や、油脂検査、動物(牛)由来体含有検査等も行っております。

建築物飲料水水質検査業登録 京都府18水第1号 計量証明事業登録 京都第1031号

株式会社ファルコライフサイエンス

〒606-8393 京都市左京区東竹屋町通川端東入東竹屋町63番地2

TEL 075-771-9377 FAX 075-771-7477

e-mail: info@falco-life.co.jp URL: http://www.falco-life.co.jp/

